

中国における障害児教育の最近の諸問題

西 信高*・胡 勇**

Nobutaka NISHI, Fu Yong

Some Characteristic Problems in Special Education in Latest China

[Key Word : China Special Education Poverty]

1 はじめに

小論においては、まず中国の障害者（児）の数量的把握を行う。そして、その障害者に対する教育や福祉の事業の発展状況を概観する。そのうえで、当面検討を要すると考えられる事項について、周辺的な問題をも含めて分析する。

2 中国の障害者（児）の実態

政府機関による1987年のサンプリング調査によると、中国の心身障害者の数は5,164万人である。全人口の4.9%、全世帯の18.1%を占めている。そのうち、言語聴覚障害者は1,770万、知的障害者1,017万、視覚障害者は755万、身体障害者755万、重複障害者は673万、精神障害者は194万であるという¹⁾。そのなかで、0歳～14歳の障害児の数は817万人で、該当年齢の子どもの2.7%、全障害者の総数の17.8%を占めている。

障害児の障害別の内訳をまとめると表1のようになる。

この1987年の調査に関して、中央政府はいくつかの特徴を数え上げている。

- ①障害者（児）の74.5%は農村部に分布（3,848.73万人）し、都市部は25.5%（1,315.27万人）となっている²⁾。これは全国の人口分布とほぼ同じ傾向である。
- ②大都市では障害児の発生率が低く、内陸地域（比較的貧困な経済状況の地区）では障害児の発生率が著しく高くなっている。
- ③知的障害児が量的に多いのは数字を見れば明らかである。詳細を見ると、重複障害児の95%は知的障害を持っている。両方をあわせて、全障害児の75.3%

が知的障害を持っていることになる。

- ④障害児の中でも軽度の者が多数を占めており、また、女兒より男児の方が多い。

しかしながら、この1987年の調査はサンプリング調査であり、全数調査ではない。巨大な人口を抱えていることもあいまって、正確な数の把握は未だ行われていない。1998年上半期の「人民日報」は、すでに全国の障害者の数は6千万人に達したと報道している。

さらに数の実態把握の問題に関連して指摘しておかなければならないのは、定義の問題である。「障害」の定義、程度について必ずしも明確ではない³⁾。「中国の社会保障がわかる本」と帯カバーに銘打たれた最近の日本の文献でも、障害者をとりあげた独立の章や節はなく、のみならず項目としても挙げられていない。ただ労災保険の認定に関わって障害の等級が示されているにすぎない⁴⁾。

3 中国障害者事業の発展状況

1949年の中華人民共和国の成立以後、特に80年代に入ってから、経済の発展にともなって、中国の障害者事業に関する施策は徐々に整備・促進されてきた。これには障害の予防、治療および障害者（児）の訓練、看護、教育、就職（雇用）の対策の推進が含まれている。

1988年3月11日、中国残疾人联合会（中国障害者連合会）が創立された。この会の理事長は、文化大革命時に迫害されて下半身不随になったという鄧朴方（元中国最高指導者鄧小平の長男）である。その連合会は中央政府と連携しながらも独立した半官半民の組織であり、中国の障害者に関する総合的な政策立案および執行のための

組織である。日本にはこれに相当する組織がないため、イメージとしてはもちにくいだが、いずれにしても、中国における障害者問題の総括的推進組織といえる。この組織の下には、各省、直轄市、自治区レベルでの障害者連合会がある。またそれらの指導のもとで、その一級下位に位置する各縣、区、地域の障害者連合会(団体、組織など)が活動している⁵⁾。

先に述べたように実数の把握は不十分であるにせよ、障害者に関連する事業は中国の社会主義事業の一部分として認識されている。1990年12月28日、第七回全国人民代表大会常務委員会第17次会議を経て公布され、1991年5月15日から実施された「中華人民共和国残疾人保障法」は、「総則」、「康復(健康回復の意味、即ち“リハビリテーション”）」、「教育」、「労働就業(就職)」、「文化生活」、「福利」、「環境(障害者向けの施設の整備、社会環境など)」、「法律責任」、「附則(付則)」等々、あわせて九章54条から成り、障害者および障害者事業の基本法として、障害者の利益を保障する“母法”としての役割を果たしてきた。元中国民政部部長(民政省大臣)崔乃夫氏は「保障法」について、その実施は「我が国の障害者の公民的権利を保障する根本的な措置であり、社会主義法制建設の重要な内容であり、また中国人民の社会生活の中で最も重視すべきものの一つである」と評価した⁶⁾。

なお、「残疾人」という中国での用語については、その語感からして日本人にとって違和感がないとはいえない。しかしながら、同じ漢字による表記であっても意味がまったく異なる例は、中国語と日本語との間ではしばしばみられることである。よく知られている例として、日本語の「手紙」が中国語ではトイレトペーパーを意味し、「丈夫」が中国語では夫を意味する、などがある。そして中国語の“残”は、不完全な、欠けている、傷のあるといった意味になり、“疾”は病、疾患を意味する。したがって、“残疾”とは、簡単にはよくなる病氣、病氣の後に残った余病、持病ということになる。“残疾人”はもともとただ身体障害者

表 1

障害種別	人数(万人)	障害児総数に占める割合(%)
視覚障害	18.1	2.2
聴覚・言語 言語障害 聴覚障害	116 29.4 86.6	14.2
身体障害	62	7.6
精神障害	1.4	0.2
知的障害	539	66
重複障害	80.9	9.9

表 2

等級	級分け根拠
1級	器官欠損あるいは機能完全喪失、他の器官が代償不能で、特殊治療または完全介護に依存しなければ生命及び基本的な生活ができない者
2級	器官嚴重欠損あるいは奇形、重い機能障害または合併症を持つ特殊治療及びほとんど介護に依存しなければならない者
3級	器官嚴重欠損あるいは奇形、重い機能障害または合併症を持つ特殊治療及び一部介護に依存しなければならない者
4級	器官嚴重欠損あるいは奇形、重い機能障害または合併症を持つ特殊治療に依存するが、日常生活においては自活のできる者
5級	器官の大部分欠損あるいははっきりした奇形、比較的重い機能障害または合併症を持つ一般治療に依存するが、自活のできる者
6級	器官の大部分欠損あるいははっきりした奇形、中等程度の機能障害または合併症を持つ一般治療に依存するが、自活のできる者
7級	器官の大部分欠損あるいは奇形、軽度の機能障害または合併症を持つ一般医療に依存するが、自活のできる者
8級	器官部分欠損、形態異常、軽度の機能障害を持つ治療する必要のある自活のできる者
9級	器官部分欠損、形態異常、軽度機能障害を持っているが、治療する必要がなく、自活のできる者
10級	器官部分欠損、形態異常であるが、機能障害、治療必要の無い自活のできる者

だけを指し、近年以来、障害者を総括して指すことになった。一般の中国人にとって、差別的な響きはことばにはない。

この「残疾人」という用語は比較的最近使われるようになったものであり、従来は「残廢人」という用語が一般的であり、現在でも耳にすることがある。ただ、障害者を指す用語としてこの「残疾人」が真に科学的であるかどうかは、今後の歴史の中で検証されていくことになろう。この点については、これまでに用語について幾多の変遷のあった日本についても、同様にいえることである。

つぎに、「中華人民共和国残疾人、保障法」において、教育も重要問題の一つに位置づけられているのであるが、中国におけるその歴史を振り返りながら今日的課題を検討しておきたい。

世界の障害児教育の歴史には、共通の傾向がある。すなわち、聴覚、視覚障害児の教育が先行し、知的障害児のそれが後塵を拝するということである。中国もその例に漏れないが、19世紀の後半に視覚、聴覚障害児教育は始まった。最初の盲学校は、1874年にイギリス出身の牧師Moon.Williamによって北京で創立された。学校の名称は「瞽叟通文館」であったが、現在の北京市第一盲学校の前身である。聾学校は、1887年にアメリカの布教師C.R.MillsとA.T.Mills夫妻が山東省蓬萊縣で設立した。「啓瘖学館」という名称であったが、現在は煙台市聾啞中心学校となっている（「中心」は、センターの意）。1912年、張謇という実業家が障害児教育の教師を養成するために、江蘇省南通市で聾、盲師範伝習所を設立した。1949年まで、中国は内戦が絶え間なく続き、そのうえ、外国の侵略と収奪をうけ、旧中国の障害児教育の発展は非常に緩やかなものであった⁷⁾。1949年当時、全国では障害児学校は40数か所であり、生徒数は2千数百であった。

現在、中央政府における障害者事業に関する指導、管理、施策などを担当する主な行政部門は、国家教育委員会と民政部である。中国国家教育委員会基礎教育司(局)の王文湛氏は、1995年に特殊教育第8次5カ年工作総括会議において、全国の特殊教育の現状についてつぎのように報告している。「全国には特殊学校(盲、ろう、養護学校など)が1,288あり、特殊学級5,301、在籍数24.14万人、教員数は約2万人以上にのぼっている。重度の障害児には、4～7歳児のための収容施設と福利園があり、終身保護施設としては福利院がある。」

障害児の早期教育も急速に発展している。1995年までに全国で、3～7歳の言語聴覚障害児のリハビリ訓練センターが1,400か所、治療教育を受けている児童数が54,000

人となっていた。そのうち、11.1%の訓練を終えた児童が通常幼稚園と小学校に入学した。

中国の障害児教育界では、もう一つの注目される現象がある。すなわち、障害児を学校の通常学級に入学させ、健常児とともに勉強させること、いわゆる「随班就読」である。障害児学校の設置数が限られており、したがって入学定員が限定されているため、国家教育委員会によって「障害児随班就読」という方策が提起された。1989年から北京、江蘇、山西などの省や市において視覚障害児の「随班就読」実験が始まり、1995年までには、以上の省、市で視覚障害児の初等義務教育が基本的に定着した。知的障害児についても「随班就読」の実験が1992年に開始され、95年までに、10万人以上がその対象となった。障害児は中学校を卒業した後、職業訓練を目的として高等学校や専門学校に入学し、学習を継続している。

また障害者の職業専門教育も大きく発展している。これは中国で元来いわれてきた“自力更生”の思想と深い関わりがある。1994年までに全国で300か所の障害者職業訓練センターが設置され、最近では、生徒の卒業後の生活、就職、労働技能、職業知識などに関する専門科目をカリキュラムに正式に位置づけるようになってきている。

大都市では、若い障害者を普通高等学校に入学させ、「随班就読」の教育実験を行っている。1994年、障害者を募集する専門的な大学、短期大学が4カ所設置され、また一般の大学に在籍する障害者数が6,000人以上に増加した。その他、1993年時点で民政部の福祉養護機関に設置された特殊学級が千以上あり、在学者が1万以上となっている。

全国7校の師範大学に特殊教育専攻の課程が開設され、中等特殊教育教師資格養成機関が34カ所、そして一部の普通師範大学で特殊教育専門講座が開設されている。特殊教育に従事する教職員は現在2万3千人にのぼっている。視覚障害児教育の分野では、物理学や民族音楽に関係する点字が制定され、質の良い点字板が量産されるようになってきた。聴覚障害の分野では、90年代から『中国手話』が編集、出版され、『中国手話』の教師資格セミナーも開催されたという状況である⁸⁾。また、教育部(当時の「国家教育委員会」)の規定により、障害児教育に従事する教師の月給は普通の教師より15%多く、北京市ではこの基礎の上にさらに25%までの給与面での優遇措置が講じられている。

障害者の就職を目的とする社会福祉工場も社会福祉施設の一つとして、驚異的な発展を遂げてきた。とくに改革開放政策以降の福祉生産の発展は驚異的なものがあった。1988年までに全国の福祉企業数は1981年当時の約26

倍、4万社あまりとなり、そこで働く150万人の従業員の中の5割が障害者であった。福祉企業の発展は優遇政策の導入を背景としている。1984年に出された「民政部門運営下での社会福祉企業の免税問題に関する通達」では、福祉企業の税収減免について、次のように定めていた。

- ①障害者数が従業員総数の35%以上を占める福祉企業においては、労務、修理およびサービスの業務に従事して得られた所得に対し、営業税が免除される。
- ②障害者数が従業員の総数の50%以上を占める福祉企業においては、生産、販売により得られた所得に対し、製品税と平価切り上げ税が免除される。障害者数が従業員総数の35%以上を占める福祉企業は欠損を生じ、利潤が少ない場合、製品税と平価切り上げ税が免除される。

- ③民政部の所属企業で製造される障害者専用の製品、例えば、車椅子や義肢などには製品税が免除される。

こうした優遇政策の効果もあって、福祉企業の総生産高は1981年の9.28億人民元から、1988年の206.3億人民元に、年間利潤の創出も1983年の1.48億元から、1988年の16.6億元にまで増加した⁹⁾。

しかしながら、政府は長い間、福祉企業を経済実体としてみるのではなく、福祉として対処していたため、基本的施設および技術面での投資が行われなかった。それに、民政部自身が比較的“貧しい”機構であるため、福祉企業の現代化にとりくむ余裕がなかったといえる。そのために、市場経済の発展に伴い、福祉企業は一般企業の競争相手となるには至らず、またそうした企業の唯一の生き残りの手段である税制上の優遇措置の範囲縮小といった「改正」が進行したため、1989年には、一部の福祉企業が赤字経営に転落していった。その結果、政府はこのような福祉企業に対して、税制の優遇政策だけではなく、製品の売れ行きや同業界の競争などの面で、特別な対策を実施しなければならなくなっている。そのような状況の改善のために、企業の利潤を追求するだけではなく、やはり“三位一体”の指導原則のもとで、すなわち、障害者の就職、養成訓練、職業リハビリを結合して、福祉企業を発展させる必要に迫られている状況にある。

4 当面の課題

現在、国家や政府の障害児教育関係者は、「障害児童少年義務教育“九五”計画実施方案」の施行における最大の困難は経費、すなわち財政にあると見ている。1993年の中国国内総生産（GDP）は、世界の先進諸国に仲間入

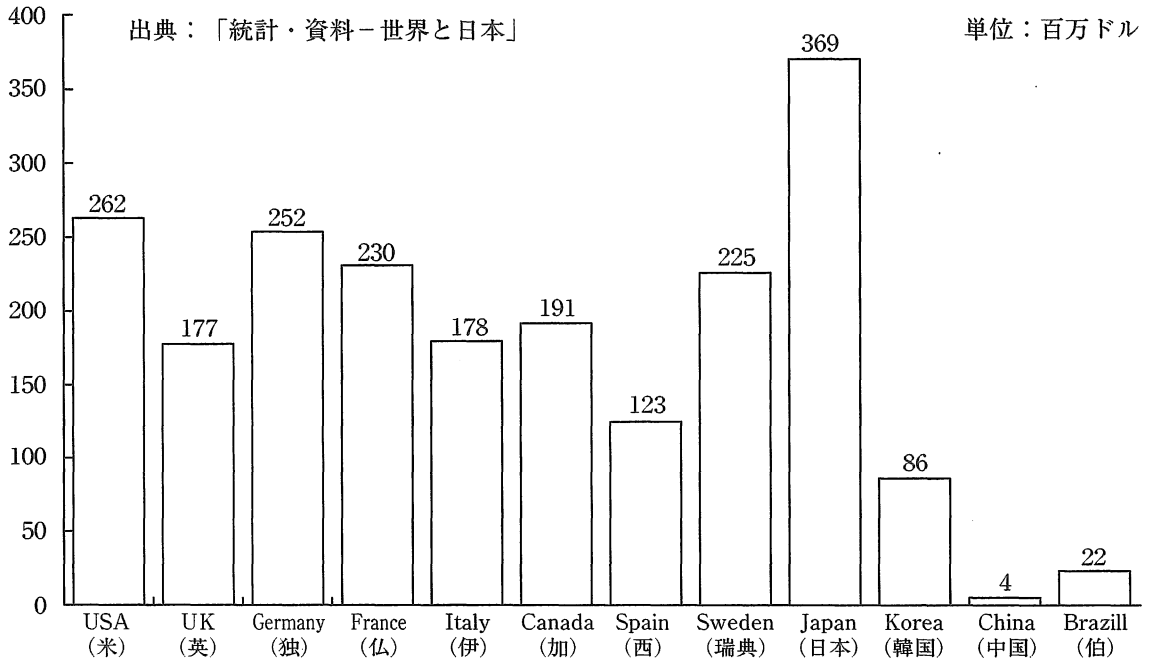
りしたが、しかし、世界の5分の1を占める巨大な人口の故に、一人あたりのGDPは極めて低い水準に止まっている（図1、図2）。

先にも述べたように、中国の貧困問題は主に農村部に集中している。各農村の間では自然環境が大きく異なり、一部の地域は“先天的不足”によって慢性的な貧困状態が続いている。また文化大革命の悪影響や改革開放の波に乗り切れていないといった“後天的な要素”も指摘されている。しかしながら革命後の農村政策の歴史を振り返るとき、都市と農村の格差は、60年代から70年代半ばまでの間に政府が強力に押し進めた経済政策、つまり農産物価格と農産物資材価格の統制を通じての価格差益を国家の収入とするといった政策の後遺症が、今にも強く影響していると言える¹⁰⁾。

1997年時点で、中国で衣食維持最低ラインの近辺にある絶対的貧困人口は約3,000万人と言われている。そのうち、障害者が70%を占める。即ち2,100万人が生活保護を必要としている。1983年から、政府は貧困扶助に乗り出し、貧困扶助対策を国务院が指導する貧困地区の経済開発にあたる“大扶貧”と、民政部が担当する貧困世帯に対する“小扶貧”の二つに分類した。さらに、1998年4月27日付け「人民日報」に中央政府の“障害者貧困扶助プラン”が掲載され、98年から21世紀初頭にかけて、貧困障害者の貧困からの脱出を実現するという“決意”が表明された。

中国の障害者事業の発展に立ちはだかるあと一つの大きな困難は、人口問題である。1998年現在、中国の31省、直轄市、自治区(台湾、マカオを除く)、香港特別行政区の総人口は12億3千万人である。出生率1.97%、自然増加率1.27%、年平均約1,200-1,300万人の増加がある。都市部3億5千万人、農村部8億8千万人という人口は、それぞれ全人口の28%、72%を占める。この総人口は世界の23.6%にのぼる。しかし、毛沢東をはじめ、新生中国の歴代の指導者は、ますます深刻化する人口問題(1951年末の全人口は5億6千万)に関して、一貫して楽観的であった。中国における貧困の根本原因は人口問題ではなく、帝国主義および資産階級による支配である、と認識していたのである。このため、人口爆発の社会発展に及ぼす否定的側面は軽視され、「人口をコントロールし、出産を制限する」という新人口論を唱えた馬寅初教授(解放後、北京大学の初代学長。彼の新しい人口論は後に計画出産という基本国策の主要理論となった)に“マルサス人口論者”というレッテルを貼り、厳しく批判をした。そして当時の一時的な高度経済回復と発展のもとで、「人定勝天」(人は必ず自然に勝つ、即ち、人さえいれば、如

図1. 各国の1人当たりGDP



中江章浩：21世紀の社会保障，p.250

何なる奇跡も創造できる」という認識が広がった。

70年代の初め、文化大革命の悪影響および人口の激増に伴う経済の低迷に落ち込んだ中国では、少数民族地域を除き、初めて行政法規を用いて「計画出産」を強制的に推進し始めた。1979年からは厳しく人口抑制政策を推進するため、いわゆる「独生子女政策（一人っ子施策）」が本格的に開始された。また80年代に入ってから、「晩婚、晩育（晩産）、少生、優生」をスローガンにし、それが厳格に実施された。1991年に制定された「国民経済、社会发展10年計画と第8次5カ年計画綱要」では、1991年から2000年の10年間に年平均人口自然増加率を1.25%以内に抑えることを当面の目標としていた。2000年から逐次1%以下に引き下げ、総人口を今世紀は13億以内にとどめたいと考えたものである。1998年7月10日、中国国家計画生育（計画出産）委員会主任張維堅氏は、「21世紀の半ばまで、できる限り16億以内に抑制する」と宣布した。つまり、中国の「独生子女政策」はこの先50年以内は変更することなく続行することが強調された。中国の人口は世界で一番多く、したがって障害者の数も多い。ただ知的障害児の人数のみをとっても、北ヨーロッパのデンマ

ークの総人口と等しい。特に800万人と推計される学齡知的障害児は、その数を見るだけでも困難の大きさが想像される。仮に、800万人の中の約50～60%の障害児を障害児学校または障害児学級に入學させなければならないとすると、1学級の生徒数を12人とするならば、そして5人の生徒に1名の教員を配置するならば、単純に計算しても全国的に60万の特殊学級を増設し、70～80万人の専門教師を増員しなければならないのである。しかしながら現在の状況は、毎年4,000～5,000人の障害児教育担当の新教員を養成するにとどまっている。

ただしかし、教育の分野で障害児教育が特に後れをとっているというわけではないという点について付言しておかなければならない。15歳以上人口における非識字者及び半識字者の占める比率は、1990年代に入ってからでも全国で22.3%である。北京は11.3%であるが、チベット自治区では70%近くにもなり、おしなべて農村部が低くなっている¹¹⁾。

また、90年代初めでも義務教育段階の教師800万のうち230万が、「民弁教師」と呼ばれる教員資格を持たない教師であったとされる¹²⁾。

一方、精神衛生や心理臨床の方面については、以下のような状況になっている。

国家民政部の報告(1990年)によると、民政部の各児童福祉センターにおいてリハビリテーションを行っている医師が約2,000人、助手のスタッフが1万人余りであり、その他の非常勤1千人余りの医師が聴覚・言語障害児に対する臨床活動を行っている。しかし、障害者(児)の総体からみると、需要を満たしているとは言い難い。以上のスタッフの中で大学及び大学院の専門コースの卒業者は約15%にとどまっている。これは、精神衛生や心理臨床の領域の開発に大きなブレーキとなっている。そのため、師範大学だけでなく、一般の総合大学の中で精神衛生や心理臨床の専攻コースを設置することが切実かつ緊急な課題の一つに挙げられている¹³⁾。

障害児と直接には関係しないが、「一人っ子の現象」は心理専門職の大量の養成を求めている。すでに中国の大学の新生は、「一人っ子」の比率が90%以上に達しているといわれる。各家庭で大切にされている一人っ子を「小皇帝」、「小公主(姫)」とも呼んでいる。学校、社会、家庭において、教育上心理上の新しい問題を生じさせてきているのである。

あと一つ、日本でも高齢障害者の問題が最近ではとみに注目されてきているが、中国においても「高齢化の問題」がある。中国人の寿命は先進国を追いかけ、平均年齢が72-73歳に達している。今後の中国においても、家族の構成、関係、役割、機能などにも変化が生じるであろうし、老人福祉問題全体のなかでの高齢障害者についての研究がますます重要となろう。

参考文献

- 1) 中国社会保障制度総覧編集委員会；中国社会保障制度総覧，中国民主法制出版社，p.1492，1995.
- 2) 徐光興；現代中国の特殊教育に関する現状と課題，障害者問題研究，第24巻第2号，p.178，1996.
- 3) 中国の文献においても，例えば知的障害について「軽度」「中度」「重度」といった分類がなされ，その内容に関して必ずしも詳細な規定がなされているとは言えない。
一例として，
趙樹鋒；特殊教育課程と教学法，華夏出版社，1994.
- 4) 中江章浩；21世紀の社会保障，第一書房，pp.27-28，1998.
- 5) 中国残疾人联合会，北京市残疾人联合会；中国残疾人联合会章程，北京市残疾人联合会实施细则，1992.
- 6) 国务院；『中華人民共和国残疾人保障法』を徹底的に実行する通知，1991年5月6日.
- 7) 西 信高，胡 勇；中国の障害児教育(1)，島大教育学部付属教育実践研究指導センター紀要，第八巻，p.18，1997.
- 8) 徐光興；同上書，p.180.
- 9) 中江章浩；同上書，p.122.
- 10) 小島麗逸；現代中国の経済，岩波書店，pp.63-65，1997.
- 11) 前山加奈子；中国女性と人権，経済，No.3，p.45，1995.
- 12) 松本昭子；混沌深める教育事情，経済，No.3，p.51，1995.
- 13) 徐光興；同上書，p.179.